

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体（法人名等）												
名称：	社会福祉法人 郵住協福社会 安謝こども園				種別：	幼保連携型認定認定こども園						
代表者氏名：	三木 元子				定員（利用人数）	45（54）名						
施設長氏名：	糸数由美子					（利用室数）：	（3）室					
所在地：	〒900-0003 沖縄県那覇市安謝2-15-27					電話番号：	098-862-0387					
開設年月日	平成31年4月1日					ホームページ：						
職員数	常勤：（ 8 ）名、 非常勤：（ 4 ）名、 計：（ 12 ）名											
専門職員の人数	保育教諭	（ 8 ）名			保育士	（ ）名						
	特別支援教諭	（ ）名			小学校教員免許	（ ）名						
	調理師	（ 2 ）名				（ ）名						
職員の状況に関する事項												
	園長		副園長		教頭		主幹 保育教諭		保育教諭		保育士	
常勤	1	名	1	名		名	1	名	3	名		名
非常勤		名		名		名		名	4	名		名
	調理員・栄養士		事務員		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤	2	名		名		名		名		名	8	名
非常勤		名		名		名		名		名	4	名
施設・設備の概要	保育室（3） 事務所（1） ゆうぎ室（1） 地域子育て支援室（1）											

③ 理念・基本方針

(理念)

- 児童憲章を尊重し、児童の豊かな人間形成を行う。
- 保護者・地域のニーズをとらえ、地域に貢献する福祉会とする。

(基本方針)

- ①園児の興味や関心、欲求に応じて園児自ら進んで働きかける事ができる環境の充実に努める。
- ②遊びを通じた総合的な指導の充実に取り組む。
- ③生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自立心を育む。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

内科健診、歯科健診、視力検査、聴力検査等を年2回行う。
蟯虫検査、尿検査（年2回）行う。

【食事】

- ・子ども達の健やかな成長にとって、食事はとても大切なことと考え、作りたての自園調理した給食を提供しています。
- ・アレルギー児への対応も実施しています。（配膳容器も別で準備）
- ・畑で野菜を栽培、収穫し、クッキングを通して食べる事への意識を高める。

【地域との交流及び特色】

- ・地域の民生委員の方たちや、児童館、日赤さんとの情報交換会等。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和6年1月25日～26日
	評価結果確定日	令和6年3月22日
受審回数 前回の受審年度	2回目 (令和2年度)	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 利用者満足を把握する仕組みを整備し、保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

子育て支援は、計画を作成して地域の子育て家庭に向けて「園内や園庭を開放する曜日や時間」を記載したチラシを作成し、地域の提示版に提示している。「地域との連携」として、「あじゃ de ゆいまーる」と命名して安謝老人センターや児童館等との交流連携が計画されている。子育て支援センター「むるが一家」の利用者親子が週3回「子育て支援室」を利用している。学校評価の保護者アンケートを実施し集計・分析後、職員会議で検討している。また、行事後は保護者アンケートを実施し、小学校の体育館で開催する運動会での保護者の「暑い」の声に、扇風機の配置等を検討して改善している。個人面談や保護者懇談会の開催、保護者総会や保護者役員会には園長と副園長、主幹が参加している。今回の第三者評価受審時の保護者アンケートでは、「はい」の平均回答率が94.9%で、22項目のうち6項目は「はい」の回答が100%で、保護者から高い評価が得られている。

2. 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

昨年から自園調理を実施し、食事はクラス毎に、テーブルの設定を工夫し、席を自由に選び、会話を楽しみながら食べている。5歳児は自分で量を調整し盛り付け、偏食や少食の子どもには達成感を味わえる分量にし、スモールステップで対応している。食器は陶器を採用し、食器の持ち方や扱い方、食事マナー等が身につくよう配慮している。3歳児は箸とスプーン、フォークを準備して子どもが選択できるようにしている。園庭や戸外の畑で育てた野菜を収穫し、家庭に持ち帰り季節の食材に触れている。玄関には給食サンプルを展示し、保護者には献立表を配布している。毎月、栄養士や調理員、法人内の3保育園の園長や副園長が参加して給食会議を開催し、子どもたちの喫食状況を報告し、残食の多い献立の改善策やアレルギー対応食等の検討が行われている。ひな祭りやクリスマス等の行事や季節に配慮した献立にし、毎月第3木曜日は「うちな〜料理の日」としてクープイリチーやラフテー等郷土食が提供されている。

3. 経営をとりまく環境と経営状況に対して、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを行っている。

経営課題を明確にした具体的な取り組みについて、中長期5年計画を作成し3歳児クラスを開設している。今年度は産休代替等の職員採用と、安全対策として玄関に雨風を防ぐ屋根等の設置、絵本コーナーの見直し等が計画されている。職員採用に向けては、専門学校や大学にアプローチし、玄関の整備については、現在、見積もりを取得し年度内の施工が検討されている。改善すべき課題については職員会議で周知され、絵本コーナーはピロティ等も活用しながら各フロアで手作りのテーブルの工夫等子どもたちが手に取りやすい環境の整備に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 教育・保育の質の向上に向けた、取り組むべき課題を明確にし、PDCAサイクル取り組みが望まれる。

こども園関係者評価等結果にもとづき、安全点検の重視と環境整備、自我の強い子へのアプローチ、戸外遊びに関する職員間の話し合い、休日の過ごし方、那覇市こども発達支援センターとの連携強化、生活習慣の改善、保育者同志の保育参観等の課題が明示されている。雨風を防ぎ玄関での園児受け入れを行うための設備の検討、玄関口やクラス入口でのあいさつ励行等の基本的な生活習慣の改善、公開保育が実施されている。

実施後の評価及び見直し等のPDCAサイクルの取り組みが望まれる。

2. 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しが望まれる。

教育・保育についての標準的な実施方法については、実習生マニュアル、保育ボランティア・職場体験マニュアル、感染症対応マニュアル、個人情報取扱マニュアル、子どものプライバシー保護マニュアル、虐待防止マニュアル、食育マニュアル、危機管理マニュアル等多数が整備されている。

現在作成されている標準的な実施方法（マニュアル、手順書）については、作成年月日を明示し、内容等については毎年検証し、必要に応じて内容の見直しが望まれる。

3. 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の実施が望まれる。

リスクマネジメント体制については、園長を責任者とした危機管理体制が構築されており、危機管理マニュアルは対応と予防について明記されている。安全年間計画が作成され交通安全指導や防災計画に基づいて毎月の避難訓練と安全点検が実施されている。施設内の安全点検は安全管理チェックリストで週1回クラス毎に実施され、施設内外の遊具類は主幹が担当している。打ち身や軽い傷はヒヤリハット報告書が作成されており職員会議で情報共有し再発防止に取り組んでいる。

他施設で起こった子どもの安全と安心を脅かす事例を積極的に収集し、その事例をもとに職員会議等で発生要因の分析、改善、再発防止の検討が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けることで、耳の痛いところもありましたが、大きな気づきになりました。

私たちが見えていなかった面を教えていただき、学びになりました。職員も教えていただいたことをさっそく話し合い、実施しています。やる気に繋がるようなアドバイスがもらえたことに感謝です。明日の教育保育に希望が持てました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果(安謝)

項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>■取組状況 理念(教育・保育目標)として「～豊かな人間性の育成を目指す～・健康で思いやりのある子(体育)・感性豊かな子(徳育)・がんばる子(知育)」を明示し、教育・保育方針は①園児の興味や関心、欲求に応じて園児自ら進んで働きかける事ができる環境の充実に努める。②遊びを通した総合的な指導の充実に取り組む。③生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自立心を育む。と制定され、理念との整合性が図られる具体的な内容になっている。理念や基本方針は職員会議や研修会等で職員へ周知されている。次年度からは、職員参画で検討した法人の新しい理念「児童憲章を尊重し、児童の豊かな人間形成を行う。保護者・地域のニーズをとらえ、地域に貢献する福祉会とする。」に変更することが決定している。</p> <p>■改善課題 理念、基本方針は、法人、認定こども園内の文書や広報媒体(要覧、ホームページ等)へ記載するとともに、中・長期計画や全体的計画に理念と基本方針を明記することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	保育	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>社会福祉の動向は、幼保連携型認定こども園園長会や行政からの通知、厚生労働省からのニュース等で把握している。地域の子育て支援の動向と内容については、事業計画に「市全体では認可園の増加と保育士不足や年々子どもが減少傾向にある」と明記されている。こども園の保護者、隣接の子育て支援センター利用の保護者等の情報から3歳児の保育ニーズを把握し、実施している。定期的に法人合同の園長会が経理担当者を交えて開催され、利用者の推移やコスト分析が行われている。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>経営課題を明確にした具体的な取り組みについて、中長期5年計画を作成し3歳児クラスを開設している。今年度は産休代替等の職員採用と、安全対策として玄関に雨風を防ぐ屋根等の設置、絵本コーナーの見直し等が計画されている。職員採用に向けては、専門学校や大学にアプローチし、玄関の整備については、現在、見積もりを取得し年度内の施工が検討されている。改善すべき課題については職員会議で周知され、絵本コーナーはプロティ等も活用しながら各フロアで手作りのテーブルの工夫等子どもたちが手に取りやすい環境の整備に取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 園の理念や基本方針の実現に向けて、中・長期計画として5ヵ年(2023～2027)計画が園長・副園長・主幹保育教諭(以下「主幹」という。)等の職員参画で作成されている。計画は、園児数、設備や人材(人員計画)、教育研修、子どもへの教育体制、遊具・環境対策、安全、地域貢献、災害対策等に関する具体的な内容となっており、数値目標や具体的な成果等が設定されている。</p> <p>■改善課題 中・長期計画については、中・長期の収支計画を作成し理事会の承認を得ること及び必要に応じて見直しが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 単年度事業計画は法人3園で合議し各園の取り組み計画が策定されている。計画には、38の事業項目があり、人員配置や職員研修、地域貢献等中長期計画の事業内容が具体的に示されている。園内研修として週案検討会、保育の質を高める勉強会、遊びを支える保育環境づくりが記載されている。地域交流では複合施設や児童館、近隣保育園、デイサービス事業所との交流や小学生と園児たちとの交流が計画されている。事業計画は翌年5月に実績報告書が作成され、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>■改善課題 単年度事業計画に、中・長期計画の遊具・環境対策、安全、災害対策等についても反映することが望まれる。また、職員研修については、教育・保育計画の研修計画と整合性を図ることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて手順書(年間作業スケジュール等)が策定されている。事業計画は職員採用、年間行事計画、年間保育計画、利用定員、特別保育事業、施設整備・修繕等を2月に園長が副園長や主幹保育教諭等の意見を集約して案を作成し、法人の2か所の保育園園長と合議を行い3園の統一様式で策定されている。事業計画の実施状況は、毎月の職務会等で教育保育や行事の実施状況を把握し前月の行事の評価・見直しを実施し、4・7・10・1月の3園の園長・事務ミーティングで報告している。2月に、事業計画と教育保育計画の全体の評価・見直しを行い、5月に実績報告書が作成されている。事業計画の策定と実施状況等は職員会議で園長が説明して周知している。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
		2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
		3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 保護者に対して、入園説明会や進級時説明会で「入園のしおり」と「重要事項説明書」を配布するとともに、園だよりやクラスだよりを配布し周知している。 「入園のしおり」に、教育・保育目標や方針、生活習慣の確立、健康・保健面、安全・登園、家庭との連携、保健について(与薬、感染症、)、避難訓練、アレルギー対応について、インフルエンザ対応等が明示されている。入園準備物や保育内容等をイラストや写真で明示している。「入園のしおり」の年間行事予定には、保護者会総会や会計監査、避難訓練等が記載されている。入園説明会や進級時説明会は、子どもをクラスで保育し、保護者を別の部屋に案内して丁寧な説明を行うよう工夫している。</p> <p>■改善課題 「入園のしおり」の年間行事予定に職員会議や研修等の追記が望まれる。中・長期計画や単年度事業計画については、わかりやすい資料を作成し保護者へ説明することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>■取組状況 こども園関係者評価(教職員による自己評価、保護者アンケート)が毎年実施されている。園長と副園長、主幹を中心に自己評価についての体制を整備し、自己評価結果の集計・考察(課題等)、改善方針を作成している。自己評価は9・1月、保護者アンケートは1月と、それぞれ時期を定め実施し、その結果を学校関係者評議委員会に報告し、公表している。今回は2回目の第三者評価を受審している。教育保育計画の教育課程における指導計画については、月間、週、日計画にもとづいて取り組まれている。</p> <p>■改善課題 教育・保育計画にもとづく行事計画等実績報告が作成されているが、評価・見直しについて恒常的にPDCAサイクルにもとづき質の向上に向けて、組織的に取り組むことが望まれる。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 こども園関係者評価等結果にもとづき、安全点検の重視と環境整備、自我の強い子へのアプローチ、戸外遊びに関する職員間の話し合い、休日の過ごし方、発達支援センターとの連携強化、生活習慣の改善、保育者同志の保育参観等、の課題が明示されている。雨風を防ぎ玄関での園児受け入れを行うための設備検討、玄関口やクラス入口でのあいさつ励行等の基本的生活習慣の改善、公開保育が実施されている。</p> <p>■改善課題 自己評価結果の改善方法・改善策については、実施時期、実施状況等が確認できる改善計画を策定し、必要に応じて見直すことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
		2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は、認定こども園の経営・管理に関する考え方について、職員会議等で説明している。園長の役割と責任は、運営規程で園務をつかさどり、所属職員を監督すると規定され、園務分掌票等で職員に周知されている。有事(災害、事故等)や不在時の権限委任については、法人の処務規程において副園長と明記されている。副園長も不在の場合は、園長があらかじめ指名する職員がその事案を代決することが定められている。</p> <p>■改善課題 園長は自らの役割と責任について、挨拶文を作成し広報誌等に掲載することが望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
		3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は個人情報保護法や虐待防止法等の遵守すべき法令等を理解している。契約条項に基づいて指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。園長は、行政の主催する研修に参加し、虐待防止、防災、人権に配慮した保育、特別支援教育等を受講し、研修受講後は職員会議等で伝達研修を実施している。働き方改革については、職員に義務化された年休5日の取得や有給休暇の計画的取得を促している。行事等の超勤については、時間外手当や代休を職員の事情に合わせて取得させ、サービス残業にならないよう配慮している。</p> <p>■改善課題 令和4年度から義務化されているハラスメントの禁止について、就業規則へ規定し、指針の作成及び職員への研修の実施等が望まれる。環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取り組むことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。学校評価等結果にもとづく課題と改善のための具体的な取組については、園長・副園長・主幹を中心に職員の意見を踏まえて検討している。中・長期計画には、教育研修、子どもへの教育体制、遊具・環境対策、安全、地域貢献等を策定し実施している。園長は週案会議に参加し教育・保育に関するアドバイスと職員の意見を把握している。園外研修として、人権に配慮した保育、小児アレルギー、幼児理解・保育記録・振り返り等を保育教諭に受講させ、衛生管理、沖縄県の子どもの食生活、食中毒の発生と予防を調理員に受講させている。園内研修として、公開保育の実施、教育・保育方針・保育計画の読み合わせ、児童虐待、救急救命、子育て支援、環境作り、保護者との信頼関係の築きについて等を実施している。</p> <p>■改善課題 理念や基本方針を具現化する観点から、課題の改善・評価・見直しについてPDCAサイクルにもとづく取り組みが望まれる。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>■取組状況 組織の理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等の分析については、税理士事務所や業務経験がある法人の事務員や社会保険労務士の助言を受けている。複数担任制や12時間開所、フリー保育教諭1人の配置、正規と非常勤職員の処遇同一条件、専門リーダー制の実施、「空手」や「うたどりズム」「幼児体育遊び」の専門講師を委託するなどして業務の実効性の向上に取り組んでいる。年休は1時間単位で取得可能で、職員の働きやすい環境が整備されている。ゴドモンを導入し出欠確認や保育料徴収の事務負担を軽減している。園長は職員会議や週案会議を意思決定の場として、昨今の水不足の節水対策として、子どもたちの手洗い時の水道の使い方指導と一緒に取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>■取組状況 人員体制に関する基本的な考え方は、中・長期計画に人員計画の方針として、今年度は保育教諭3名の雇用で職員12名体制とすることが明記されている。人材の確保については、年度計画に基づいて実施されている。昨年度はフリー保育教諭を配置し、教育・保育の強化に取り組んでいる。職員確保については、大学や専門学校等への説明、ホームページへの掲載、ハローワークへの登録、職員を通しての求人活動(報奨金制度あり)、園内への求人採用掲示等を実施している。</p> <p>■改善課題 長期の病休の場合、フリー保育教諭がクラスに固定される為フリー保育教諭の増員等、人材の確保が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
		3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○	5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	
コメント	<p>■取組状況 総合的な人事管理については、理念・基本方針にもとづき「期待する職員像」を明確にしている。就業規則で、職員採用に関する職種と選考採用の実施を定めている。正規職員と非常勤職員の処遇は同一で、職員給与規程で昇給・昇格の基準が定められ、職員に周知されている。園長は、学校評価の職員自己評価や1月の職員アンケートをもとに、職員面談を年1回実施している。職員の処遇改善のためのスキルアップ研修等について、勤務時間内で研修参加ができるよう配慮している。シフト勤務者への手当支給を行い、療養明けや子育て中の職員には、慣らし勤務や送迎等の育児時間が確保できるように短時間勤務やシフトから外すなどの配慮がされており、働き続けることができる仕組みづくりが整備されている。年休取得について、昨年度の指導監査の助言を受け、1時間単位での年休取得と20日間の年休付与を採用7年目に短縮し、改善されている。</p> <p>■改善課題 法人としての人事基準を制定し、人事基準にもとづいて職務遂行能力や職務に関する成果等総合的に評価できる取り組みが望まれる。 自己評価結果に基づいて、園長面接を実施し、職員の目標について確認しているが、目標の取り組みについて、1年間で実施できる具体的内容を検討し、一人ひとりの質の向上の支援の実施が望まれる。</p>		

項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○ 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長とし、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは毎月、出勤簿で把握されている。年1回、職員の健康診断が実施され、園長が毎年、職員と個別面談を実施している。退職金に関しては独立行政法人医療機構と沖縄県社会福祉事業共済会の2カ所に加入しており、同共済会からは慶弔見舞給付金を受けることができる。ワーク・ライフ・バランスについて、複数担任制やフリー保育士を配置している。産休や育休、療養明けについてはシフト変更や短時間勤務等の配慮がある。職員の時間外労働には時間外手当の支給や代休で対応し、職員は希望に応じた年次有給休暇の取得ができています。必要な人材の確保について、中・長期計画を作成し働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
		3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>■取組状況 職員一人ひとりの育成に向けては、「めざす保育教諭像」として、「①すべての園児と温かく触れあい共感できる、②園児の興味・関心を育て豊かな心情の芽生えを大切にする、③園児一人ひとりの個に応じた指導や援助ができる、④園児、保護者、地域から信頼される保育教諭」を掲げて取り組んでいる。職員は年2回、自己評価を実施し、1月のアンケートで保育教諭と調理員は新年度に向けての目標を設定して園長と副園長の個別面談を受けている。</p> <p>■改善課題 職員が提出している「今年度を振り返って」や園に対する要望等以外に、次年度の目標(目標項目、目標水準、目標期限)設定させ、目標の達成状況について年2回の面接の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント			<p>■取組状況 教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明記し、園内研修は主幹が担当して実施している。1月のアンケートで保育教諭と調理員に「どんな研修を受けたいか」を確認し、年度末の職員会議「1年の振り返りと次年度への課題について」で確認して研修計画の見直しを行っている。見直した教育・保育計画は職員に配布している。キャリアアップ研修の受講も職員に促し、リモート研修は全職員が受講できるように勤務時間内に受講させている。保育教諭のリモート研修受講時は、園長と副園長、調理員が協力して子どもたちを見守っている。研修計画は年度途中においても、「エピソードから保育を言語化する」や「不適切な保育について」の園内研修を追加する等、カリキュラムが見直されている。</p> <p>■改善課題 「処務規程」に保育士の専門資格は明記されているが、保育教諭と調理員の専門資格の追記、及び研修計画に期待する職員像と研修の基本方針、職員に必要とされる専門技術や専門資格を追記した上での計画作成が望まれる。</p>

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況については、履歴書と資格取得証明書により把握している。新任職員には教育保育計画を説明し、副園長が教材作りやピアノ練習の指導を担当し、必要に応じて園長や主幹保育教諭による個別のOJTが行われている。研修として、園長・副園長や保育教諭、調理員、初任者、2年目等の階層別や職種別の研修、新人育成論や小児の食物アレルギーについて、人権に配慮した保育、特別支援教育担当者研修等のテーマ別研修、中堅教諭資質向上やキャリアアップ研修等が実施されている。外部研修の情報は回覧して提供し、必要な職員には園長が声掛けして受講を促し、全員が研修を受講できるように配慮している。外部講師による「心の育ちと対話する保育実践」の研修を、法人の2保育園の職員と一緒に受講している。外部研修受講者には研修報告書を提出させ、キャリアアップ研修は園長と主幹が把握している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>実習生等の育成に関する基本姿勢は、「実習指導のあり方」に記載され、保育士と幼稚園教諭の実習生を受け入れている。マニュアルとして「実習の心得」を準備してオリエンテーションを実施し、守秘義務に関する誓約書は実習先から提出されている。学校側の実習プログラムに沿って観察実習と参加実習、指導実習（指導案を作成させての部分実習と責任実習）を実施している。実習生受け入れについて、子どもには前日と当日に説明し、保護者には園だよりで伝え、職員には職員会議で事前に説明している。実習生の担当者である副園長は、キャリアアップ研修をはじめ多数の研修を受講している。学校側との連携として、実習期間中に一度は担当教師の訪問があり、必要時は実習生の担当者が学校に電話連絡する体制がある。</p> <p>■改善課題</p> <p>マニュアルに、実習生の受入窓口や子どもと保護者、職員への事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法、実習プログラム、守秘義務等についての追記が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>■取組状況 ホームページを活用して、法人と認定こども園の理念や基本方針、教育・保育内容、苦情・相談の体制、予算・決算情報等が公開されている。第三者評価の受審結果は県のホームページで公開され、苦情・相談の件数は毎月の園だよりで公表し、保護者から同意が得られた苦情・相談の内容は園内に掲示している。園長は、児童館で行われる民生委員児童委員との情報交換会に参加して法人の理念や基本方針等を説明し、児童館に園だよりを置いている。</p> <p>■改善課題 苦情・相談の内容に基づく改善課題・対応結果については、保護者等の個人情報に配慮して公表すること、及び児童館には園だよりを置いているが、園の理念・基本方針や「子育て支援計画」、「地域との連携」に関するビジョンについて、こども園で行っている活動等を説明したパンフレット等を地域に向けて発信することが望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、法人として処務規程や経理規程が定められ、経理・取引に関するルールが規定されている。運営規程で職務分掌と権限・責任が明確にされ、教育保育計画に園務分掌組織票と職員園務分掌票を記載し、職員に配布して園内研修で説明し周知している。認定こども園における事務・経理、取引等については内部監査が実施されている。こども園の財務については、事務職員が月次報告を作り、課題(残業代が多い)について職員会議で検討する等、予算の適正な執行について確認している。社会福祉法人としての会計処理についてはシステム会社の指導を受け、残業代が多いや働き方改革に基づく年次有給休暇取得等について、社会保険労務士の指導を受けて改善している。こども園の事業や財務について、行政による法人監査を受け、監査結果や指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。</p>	

項 目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定子ども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>地域との関わり方については、園経営方針に記載され、「あじゃdeゆいまーる」のテーマで地域との関わり方についての考え方を明記し、地域と行政、学校、福祉施設等との連携が図示されている。こども園主催で隣接する複合施設との情報交換会を年2～3回実施し、民生委員児童委員との情報交換会も行っている。保育園や児童館、小学校や学童クラブ等との交流が定期的に開催されている。福祉複合施設とは塀もなく、互いに自由に行き来できる環境である。地域の児童館のお知らせやこども医療電話相談のポスター、発達の気になる子ども相談窓口やこども家庭庁のポスター等を掲示して保護者に情報を提供している。子どもたちは、地域の中学校区の青少協まつりに職員と一緒に参加し、県立図書館での司書による読み聞かせ会への参加時はバスの乗車体験も行っている。小学校入学に向けて、近隣保育園の5歳児を対象とした交流会は、司会を5歳児が担当する等、本園が中心となって開催している。特色ある教育・保育として、「うたとリズム」と「空手」、「体育遊び」を地域から講師を招いてそれぞれに月2回、実施している。職員は、保護者のニーズに応じて、病児保育をしている病院や言語の発達が遅いことを気にしている保護者には発達支援センター等の社会資源の利用を推奨している。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>ボランティア受入れと地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢は「保育ボランティア・職場体験マニュアル」に記載されている。運動会や卒園式、発表会等の行事では、保護者が道具の出し入れや園児の着替え等に協力している。例年は、保護者による読み聞かせボランティアの実施もあるが、コロナ禍により中止している。学校教育への協力として高校生のインターンシップを受け入れている。ボランティアの心得については受け入れ時に副園長と主幹保育教諭が説明している。</p> <p>■改善課題</p> <p>マニュアルに、登録・申し込み手続及び配置(活動の場)、子どもや保護者、職員への事前説明、実施状況の記録等について追記するとともに、受け入れにあたっては守秘義務等の誓約書を提出させることが望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	△	5 地域に適切な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6 (認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況 個々の子どもと保護者の状況に対応できる社会資源として、近隣の小学校や公園、交番、こども110番の家、スーパー等が記載された安全マップを作成して教育保育計画に記載し、職員間で共有している。民生委員児童委員と情報交換を実施し、気になる園児の見守りの協力が得られている。児童デイサービスとは定期的にケース会議を開催している。小学校とは、5年生の読み聞かせ交流会や1年生とのお招き交流会、交通安全指導等で連携し、小学校の特別支援コーディネーターが来園しての情報交換も行っている。今年度、公開保育を実施し、小学校や近隣こども園、保育園から保育参観に15名の参加があり、その後の協議会で架け橋プログラムの取組等について話し合われている。那覇市こども発達支援センターから年2回、配慮の必要な子どもを対象に巡回相談がある。市の発達支援センターが主催して年2～3回開催される合同学習会(市内のこども園と保育園対象)に、特別支援担当職員が参加している。特別支援教育については、園内支援体制として教育委員会や小学校、特別支援学校、子ども教育保育課、保育所、児童相談所、医療機関等との連携が明記され、職員間で情報を共有して支援に取り組んでいる。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応については、行政と連携して対応する体制がある。</p> <p>■改善課題 安全マップが作成されているが、保護者等が活用できるマップとしての見直し、及び掲示に期待したい。 着眼点5については、地域に適切な関係機関があり、対象外とする。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定子ども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (認定子ども園)認定子ども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (認定子ども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 地域の民生委員児童委員との情報交換会や児童館、法人保育園の相談支援センター「むるが家」と連携して地域に3歳児受け入れのニーズがあることを把握し、今年度から3歳児を受け入れている。「むるが家」の利用者親子に週3回、地域子育て支援室を開放し、地域の子育て中の親子が利用している。那覇市から発送される地域内の入園対象児のリストによると、来年度は3歳児が増加している。小学校や児童デイサービス、学童クラブとも連携している。近隣の複合施設の交流事業や児童館の新春餅つき会等への参加、老人ホームとの交流はコロナ禍のため、中止している。</p> <p>■改善課題 地域の保護者からの相談には「むるが家」を紹介しているが、認定子ども園として地域の子育て支援が義務となっているため、地域住民に対する相談事業などの実施が望まれる。</p>		
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
		4 認定子ども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	○	5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 相談支援センター「むるが家」の利用者親子に週3回、地域子育て支援室を開放し、地域の子育て中の親子が利用している。地域の保護者支援として遊戯室を開放する子育て広場の取組「子ども園に遊びに来ませんか」のチラシを作成して地域に掲示している。職員が保護者に呼びかけて一緒にフードバンクに取り組み、郵便局を通じて地域の貧困家庭に贈られている。地域の中学校校区の青少協まつりに5歳児が近隣園と一緒に踊りで参加している。被災時は、小学校が地域住民の避難場所となっており、子ども園も協力する体制がある。</p> <p>■改善課題 地域の保護者支援として「むるが家」と連携した地域子育て支援室の開放等について事業計画への追記、及び地域の社会資源としての役割を踏まえ、認定子ども園が有するノウハウや専門的な情報を地域に還元する講演会等の開催が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 子どもを尊重した教育・保育に関しては、「児童憲章を尊重し、児童の豊かな人間形成と保護者や地域のニーズをとらえて、地域に開かれた園づくりに取り組む」ことを理念・基本方針に明示し、職員の理解と実践のための倫理綱領が策定されている。「子どもの権利擁護に関するガイドライン」に基づいて、子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が教育・保育計画に反映されている。職員は「子どもの権利を基盤にした子ども支援」や「子どもの人権と不適切な保育」等の研修を受講している。おやつ時間から降園までの異年齢で過ごす時間には、年長児が年少児に絵本の読み聞かせや折り紙を教える姿が見られる。カメの世話をする子どもや杖をついている副園長に椅子や杖を差し出す子もいる。トラブルが発生した時は、保育者が双方から話を聞き、お互いに話し合う機会を設けている。外国籍の児童に対する差別的な言葉や態度を見逃さず、遊びなど子ども同士の関わりの中で互いを尊重する支援をしている。子どもの髪形や服選びにおいて、デザインや色も自由にして個性を尊重し、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。外国籍の保護者に対して、職員は翻訳アプリで対応しているが、保護者間で通訳をする等、互いに助け合っている。</p> <p>■改善課題 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、全国保育士会の権利擁護に関するチェックリスト等の活用による定期的な状況の把握・評価を行い、必要な対応を図ることが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 「子どもの権利擁護に関するガイドライン」に排泄の失敗への対応等が記載されている。排泄時にトイレに間に合わなかった場合は、「大丈夫よ」と声をかけ、他の子どもたちに知られないよう配慮している。着替え時は、お互いに見えないよう円形に配置した各自の椅子に着替えを置いて、全裸にならずに行うように指導している。内科健診時は上着を着用させ、3階でのプール活動時は屋根を付けて外から見られないように配慮している。いのちの安全教育として、各クラスで「プライベートゾーン」等の絵本の読み聞かせを行い、その取組についてはクラス担任が個人面談等の機会に保護者に伝えている。</p> <p>■改善課題 ①排泄の失敗時はトイレ内でのシャワー対応であり、カーテンの設置等によりトイレ内における子どものプライバシーへの配慮が望まれる。②「プライバシー保護マニュアル」は個人情報保護方針となっているので、この項で求められている排せつや着替え、プール活動等の各場面における「羞恥心への配慮等」に関する内容としてのマニュアル作成が望まれる。③「倫理綱領」のプライバシーの保護の項目が個人情報保護のみの内容となっているので、「羞恥心への配慮等」に関する内容の追記が望まれる。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 利用希望者に対する認定こども園選択に必要な情報の提供については、「園だより」を児童館と小学校に置いている。教育・保育目標や教育・保育の内容、年間行事やデイリープログラム等について、写真やイラスト、配置図等を使って認定こども園を紹介するパンフレット(要覧)を作成している。イラストや表、写真を使ってわかりやすく作成された「園のしおり」も園を紹介する資料として活用している。園の利用希望者には、園長や副園長、主幹が個別に説明し、見学にも対応している。パンフレット(要覧)と「園のしおり」は毎年見直している。</p> <p>■改善課題 園を紹介する資料として「園だより」を児童館等においているが、パンフレット(要覧)を公共施設等の多くの人が入手できる場所に置くことに期待したい。</p>		

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明について、入園時には重要事項説明書と園のしおりで説明し、同意書を得ている。認定の変更等、教育・保育の変更時はその都度説明し、進級時は進級児用の園のしおりで説明している。説明用の資料は、保護者等がわかりやすいように作成している。説明にあたっては教育・保育の目標や園の様子を紹介し、持ち物等については園児が使っている実物の写真を掲載して説明している。外国籍の保護者等、配慮が必要な場合は翻訳アプリを活用している。ゆっくり話して理解してもらう必要がある場合は、1対1で対応し、説明したことを理解できたかを確認するよう努めている。</p> <p>■改善課題 重要事項説明書の「苦情・ご意見解決対応」の対応先への那覇市こども教育保育課の追記、及び各対応先の電話番号の追記に期待したい。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性への配慮について、5歳児は架け橋期のプログラム(9月～)を作成して支援し、卒園時は指導要録と学籍の記録を小学校に提出している。新1年生のクラス編成について小学校と連携し、保護者には安全年間計画に沿って親子での通学路確認の協力願を出している。支援が必要な子どもについては小学校1年担任との情報交換(前期・後期)を実施している。転園時は指導要録の写しと園での様子を記載した文書を送付し、口頭でも転園先に情報を提供している。こども園の利用が終了した後の相談担当者は園長と主幹、クラス担任となっている。</p> <p>■改善課題 転園や退園時の手順の作成、及び認定こども園の利用が終了した後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は、登園時に保護者に声かけして親子の様子を観察するとともに、降園時は園長や副園長も保護者に声をかけ、子どもの活動の様子や給食時の状況等の報告を通して親子の様子を確認し、利用者満足度の把握に努めている。年1回、学校評価の保護者アンケートを実施し、主幹が集計・分析を担当し、職員会議で検討することになっている。行事後は保護者アンケートを実施し、小学校の体育館で開催する運動会での保護者の「暑い」の声に、子どもが演技する場所や保護者が参観する場所、扇風機の数と配置等を検討して改善している。個人面談(年2回)や保護者懇談会も利用者満足把握する機会とし、保護者総会や保護者役員会(年2回)には園長と副園長、主幹が参加している。今回の第三者評価受審時の保護者アンケートにおいては、「はい」の平均回答率が94.9%となっている。22項目のうち6項目は「はい」の回答が100%で、保護者から高い評価が得られている。</p>		

項 目			評価結果
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○	7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント		<p>■取組状況 苦情解決の仕組みについては、苦情受付担当者を副園長、苦情解決責任者を園長として、第三者委員を2名選任して苦情解決の体制を整備している。玄関横の掲示板上に沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱は保護者が投函しやすいように玄関掲示板的の下側に設置されている。保護者には重要事項説明書で苦情解決の仕組みを説明しており、保護者アンケートも実施している。今年度は2件の苦情受付があり担任、主幹、副園長、園長で丁寧な対応が行われている。保護者には園日より苦情件数を報告している。</p> <p>■改善課題 保護者アンケートや電話等で把握した苦情についても苦情解決報告書を作成し、苦情内容と解決結果については、個人情報に配慮したうえでの公表が望まれる。 苦情・相談等の対応結果について公表されていないためC評価となる。</p>	
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント		<p>■取組状況 重要事項説明書に相談窓口と第三者委員名を記載している。玄関横の掲示板上に相談苦情窓口の担当者や解決責任者、第三者委員名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、保護者が投函しやすいように玄関掲示板的の下側に意見箱が設置されている。保護者からの相談は、プライバシーに配慮して談話室や事務室で実施している。</p>	

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 保護者からの相談や意見の対応については、玄関横の掲示板に相談苦情対応担当者や責任者及び第三者委員名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され意見箱が設置されている。保護者アンケートやコドモンで保護者からの意見を積極的に把握する取り組みを行っている。保護者からの相談や意見に対し職員の対応が困難な場合は主幹や副園長、園長に報告して相談する等、迅速な対応に努めている。</p> <p>■改善課題 苦情相談マニュアルに、施設外の相談窓口として那覇市こども教育保育課を追加する等、マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
		3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 リスクマネジメント体制については、園長を責任者とした危機管理体制が構築されており、危機管理マニュアルは対応と予防について明記されている。子どもがいなくなった場合(園内保育中、園外保育中)、不審者対策、盗難、空き巣対策、近隣で事故が発生した時の対応、水道・ガス・電気関係のトラブル発生時の対応、火災対策、地震対策、津波対策等のフローチャートが作成されている。安全年間計画が作成され交通安全指導や防災計画に基づいて毎月の避難訓練と安全点検が実施されている。施設内の安全点検は安全管理チェックリストで週1回クラス毎に実施され、施設内外の遊具類は主幹が担当している。ドアのストッパー、机や椅子の落下防止、ピアノ転倒防止等の事故防止策が施されている。事故防止及び事故発生時の対応(ヒヤリハットから)の研修が計画され、打ち身や軽い傷はヒヤリハット報告書が作成されており職員会議で情報共有し再発防止に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 他施設で起こった子どもの安全と安心を脅かす事例を積極的に収集し、その事例をもとに職員会議等で発生要因の分析、改善、再発防止の検討が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
		6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント	<p>■取組状況 感染症の予防や発生時における体制の整備と取り組みについては、職務分掌で責任者を園長とし、保健衛生担当を副園長とした教育保育計画が策定されている。園児及び職員の清潔保持、感染予防対策と保護者との情報共有、インフルエンザ・コロナ感染対策が明示され職員に周知している。保育園における感染症対応や那覇市こども教育保育課発行の市内こども園における新型コロナウイルス感染時における対応フロー図をマニュアルとして活用して職員に周知している。感染症予防策として毎朝、職員や園児の検温と手指消毒、手洗い後のペーパータオルの使用、遊具やマットの消毒や2階の地域子育て支援室の利用者については施設外側の階段を利用して外来者と園児達が接触しないように対策を取っている。また園だよりで保護者に感染症予防の観点から水筒持参と水筒バッキンの洗浄について周知している。園内で感染者が発生した場合は発生人数を玄関横の掲示板に掲載し、園だよりやコドモンで保護者に情報提供をしている。</p> <p>■改善課題 感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 災害時の対応体制が決められている。	
		2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○	3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○	5 防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント	<p>■取組状況 災害時における子どもの安全確保のための取り組みについては、防災計画において園長を総指揮隊長とした自衛消防隊が設置されている。危機管理マニュアルで地震、火災、風水害及び台風、落雷等の対応体制が決められている。安全年間計画、避難実施計画、地域安全マップが作成されている。毎月、火災や地震発生時を想定した避難訓練を実施している。園のしおりに避難情報等警戒レベル発生時の対応ガイドラインを掲載しており、重要事項説明書には火災、地震、津波、不審者侵入について避難場所を掲載している。保護者にはゴドモンの「お知らせ一斉配信」を活用した緊急連絡体制を取っている。今年度は不審者侵入訓練として小学校との合同訓練や津波を想定した避難経路に沿って天久ちゅらまち公園までの避難訓練を実施している。備蓄については飲料水、食料、充電ラジオ、ソーラーダイナモLEDライト、簡易トイレ等が準備され備蓄リストが作成されている。緊急時に即対応できるよう非常用リュック、キャリーバック(2個)に緊急物品が準備されている。</p> <p>■改善課題 業務継続計画(BCP)の策定や防災訓練については、小学校と連携し、地域の避難訓練の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
	コメント	<p>■取組状況 教育・保育についての標準的な実施方法については実習生マニュアル、保育ボランティア・職場体験マニュアル、感染症対応マニュアル、個人情報取扱マニュアル、子どものプライバシー保護マニュアル、虐待防止マニュアル、食育マニュアル、危機管理マニュアル等が整備されている。食育や感染症対応、実習生、保育ボランティア、プライバシー保護等のマニュアルは子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。今年度は「子どもの人権と不適切な保育」「子どもの権利を基盤にした子ども支援の取り組み」「保育施設における熱中症対策」についての研修資料を参考に内部研修を実施している。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法に基づいて実践できているかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
		3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
		4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
	コメント	<p>■取組状況 標準的な実施方法を見直す仕組みの確立について、指導計画作成手順書が作成され、年間指導計画は2月に見直し、月間指導計画は月末に、週案は木曜日に見直す等が実施されている。</p> <p>■改善課題 現在作成されている標準的な実施方法(マニュアル、手順書)については、作成年月日を明示し、内容等については毎年検証し、必要に応じて内容の見直しが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況 年間指導計画や学級経営案、月、週、日案を各クラス担当職員が作成し、責任者を副園長・主幹としている。指導計画作成の手順が定められ、アセスメントを実施している。新入児は、面接時にアンケートや幼児生活票、児童票で子どもの発達(食事、排泄、睡眠、着脱等の基本的習慣の状態、成育歴、予防接種等の身体状況)家族状況や集団経験の有無を確認し、進級児は、前年度末の園児指導要録の記録や幼児生活票で把握し指導計画(学級経営案・週案)が作成されている。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。入園後は、個人面談や送迎時に保護者と情報交換し、子どもの発達上の課題や保護者の要望等を把握し、個別指導に活かしている。毎週木曜日に週案会議を開催し、実践の振り返りや次週の計画について話し合い、月の最終週案会議で月の実践について振り返りが行われている。特別な配慮を要する子どもについては、保護者の同意の下、年2回、那覇市こども発達支援センターの指導会議や子どもが利用する児童デイサービス事業所職員とのケース会議等で協議し、特別支援計画が作成され、振り返りが週案会議でおこなわれている。週案は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が記載されている。</p> <p>■改善課題 各種指導計画がより実践につながるために、各種指導計画と全体的な指導計画のつながりを明確化するためにアセスメントから、指導計画作成が望まれる。</p> <p>各種指導計画については、子どもの発達の見通しや活動の予想に基づいて環境構成すること一人ひとりの発達を見通して援助することが望まれる。週案へ各行事について取組の記載が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	5 (認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画見直しの手順が明文化され、週案会議で週計画と月計画の評価・見直しを実施し、次の計画に反映させている。毎週木曜日に週案会議を開催し、実践の振り返りや次週の計画について話し合い、月の最終週案会議で月の実践について振り返りが行われている。参加していない職員へはクラス内で伝達している。月間指導計画は毎月最後の週案会議で月の反省をし、翌月の計画に反映させている。年計画や全体的な計画の見直しは年度末に数回、実施している。各種指導計画は、毎年2月に各クラス担任と主幹・副園長で評価反省が行われ、次年度の計画を検討・作成し、園長が確認している。</p> <p>園長確認後に、全職員へ周知している。天候の変動や子どもの状況の変化等で指導計画を緊急に変更する場合は、事前に園内や小学校、地域の施設などと連携し緊急に対応できるようにしている。</p> <p>■改善課題</p> <p>指導計画、評価と計画の見直しに関する手順について、短期計画や長期計画における見直しの手順がより具体化されることや、戸外遊びなど天候による変更は日課表などに記載することや急な変更の場合の週案への記載方法など、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況等は、認定こども園が定めた統一した様式に記録され、記録内容や書き方に差異が生じないように主幹、副園長が確認指導を行っている。指導要録を作成する基礎資料として、教務手帳に一人ひとりの様子を記録し、要録作成時には主幹や副園長が確認している。支援を必要とする子どもについては、一人ひとりの状況が日々記録されている。情報の共有については、毎週会議で確認し口頭でクラス伝達により周知している。「コドモン」を導入し、子どもの出席状況確認や保護者への通知、緊急連絡に活用している。保護者へ確実に情報を伝えるため、通知後は既読確認を行い、未読の保護者へは文書も配布している。また、個別要件については、保護者あての手紙を連絡帳に添付して保護者へ伝えている。個人情報の取り扱いについては、入園時に園の広報誌・掲示物等への園児の名前や写真掲載について説明し同意書を得ている。</p> <p>■改善課題 情報共有については、必要な情報が的確に届くような仕組みの整備が望まれる。</p>		
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況 子どもに関する記録の管理体制の確立について、個人情報保護規程や運営規程で保管や保存、情報開示に関する事項が定められている。個人情報の利用制限や漏洩、滅失等への適正管理については、個人情報保護規程で規定されている。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取り扱いについては「個人情報の守秘義務について」の研修を実施し、職員会議で注意喚起している。園長は、入園説明会で保護者に個人情報の取り扱いについて説明し、「安謝こども園における個人情報利用目的の使用同意書」を提出させている。</p> <p>■改善課題 「安謝こども園における個人情報利用目的の使用同意書」を提出させているが、個人情報利用目的を明確にした同意書が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-1) 子どもの権利擁護			
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。
コメント		<p>■取組状況 子どもの権利擁護については、子どもの権利擁護に関するガイドラインが作成されており、登園時、日中、昼食時、トイレ、降園時における「良くない」と考えられるかかわりと対応が記載されている。週案や職員会議で各クラスの様子について話し合い改善に向けた対応について園長や副園長がアドバイスをを行っている。保護者アンケートや個人面談、登園時の子どもの視診(身体の痣、服の汚れ、欠食等)や保護者との会話等から権利侵害の防止と早期発見に努めている。今年度において「子どもの人権と不適切な保育」「子どもの権利を基盤にした子ども支援の取り組み」の研修資料を使って内部研修を実施している。</p> <p>■改善課題 子ども権利擁護のガイドラインが作成されているが権利侵害を発見した場合の対応の追記や人権擁護のチェックリストの活用が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
		6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
	○	7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
コメント	<p>■取組状況 全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生、安全管理、災害への備え、食育、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・保護者アンケート・学校関係者評価委員会等)、職員の資質向上(研修計画)学力向上推進計画、情報公開等の項目で作成されている。全体的な計画の見直しは、2月に各クラスから提出された反省や修正について職員会議で協議し、次年度の計画を作成している。</p> <p>■改善課題 職員会議で年度の振り返りを行っているが、期ごと、または学期の前期、後期などに定期的な振り返りの実施や学級開きやクラス懇談を通して指導計画をわかりやすく保護者に説明し周知することが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備として、戸外活動では落葉樹や畑があり、自然を身近に感じる環境がある。室内活動時は室温や換気に配慮し、心地よく過ごせるように冷房機を適宜利用している。年2回、嘱託薬剤師による室内の照度や騒音、ダニ検査を実施し、業者による室内外全ての害虫駆除を年2回実施している。週に一度布製の玩具や敷物などを洗濯し、トイレや手洗い場は職員が、毎日昼に清掃する等、衛生管理や感染症対策を十分に行っている。園内外の安全点検が月1回、定期的に行われている。家具の転倒防止対策を行い、園児の活動に配慮してコーナー作りが工夫されている。廊下に絵本コーナーを設け騒音を避けて一人でくつろげるよう工夫されている。睡眠時にはクラスのコーナーで休息し、窓やベランダから室内にいても緑や空を見ることができ、外気を感じる等、心地よい空間が確保されている。園児の基本的な生活習慣の自立に向けて、発達に応じた清掃用具が準備され、園庭や室内の遊びの準備や片付けをし、安全で清潔な環境の整備に園児自ら関わることができる。小学校、高齢施設や保育所・児童館などが隣接し、さまざまな人とかかわることができている。</p>	

項目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	b
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>■取組状況 一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育については、入園時の面談や進級時の引き継ぎから、集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム、友達とのかかわりなど等を把握し、学級経営案を作成している。入園後は日々の教育・保育や会議などで話し合い、職員間で子どもの姿を共有し支援している。登園後、入室できない子どもは、園長や主幹が、話を聞いて絵本を見るなどして子どもの不安を受け止め、寄り添い、受容することで、気持ちを落ち着かせ、クラスに合流できるようにしている。遊びに入れない子どもに「入れてとお話しすると仲間に入る事ができる合言葉だよ…」と子どもが安心して遊びに入れるような支援をしている。個人面談が年2回実施され、園と家庭での子どもの様子を相互に(保護者の意向を)確認し、生活習慣や子どもの強み、苦手な活動を確認し、一人ひとりに合わせて、指導を振り返り実践に活かしている。不安や苦手さから遊びや活動を始められない子どもには、発達に応じて子ども同士で関わられるような支援を行い、友達の姿に気づかせ、用具・教材の扱い方を伝え、(その都度意思を確認しながら)遊びや活動に興味関心が持てるような支援を行っている。園での一日の生活の流れや生活の仕方を理解しやすいように、絵カードや写真を活用し、掲示して理解しやすいように工夫している。</p> <p>■改善課題 困り感を持っている園児の姿や配慮が週・日案に振り返りで記載されているが、次週への取り組みの内容への反映が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		<p>■取組状況 子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境整備と援助については、全体的な計画で子どもの教育及び保育目標として、基本的な生活習慣の自立を掲げ、基本的な生活年間指導計画を作成し、週案に「基本的な生活習慣」を位置付けて取り組んでいる。月・週計画に具体的に内容が明示され、日常の挨拶や生活の仕方を身に付け、活動に必要な道具類は、自分で出し入れを行い、園庭の落ち葉拾いや水かけ、食事の準備や片付けなど、友達と協力して生活の場の整理や整頓、清潔に保てるような活動が定着できるよう支援している。生活の流れなど絵カードや写真、掲示物を活用し子どもが理解しやすい工夫をしている。就学に向けて「にゅうがくじゅんびせいかつしゅうかん」の表を活用し家庭と連携して基本的な生活習慣の定着が図れるようにしている。家庭と連携し、個人面談などで園児の様子を伝え合い園児に合わせた基本的な生活習慣が身に付けられるよう工夫している。</p> <p>■改善課題 年齢や発達に応じた基本的な生活習慣年間計画の作成、及び短期指導計画との整合が望まれる。</p>		

項目			評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	b
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。		
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。		
	c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	○	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
	○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	○	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	○	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	○	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント	<p>■取組状況 主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開について、園庭や教室では指導計画にもとづいて月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を世話をする子どもがいる。各教室にはままごと、パズル、ブロック、折り紙等複数のコーナー遊びの環境を整え、登園後、園児は好きな遊びを見つけ一人遊びや気の合う友達と関わりながら取り組んでいる。園庭の畑や花壇には季節により様々な植物や野菜が栽培され毎日の水やりを通して子どもが生長に気づけるようにしている。蝉や蝶、バッタなどの昆虫採取ができ、紅葉する葉っぱから季節を感じ取れるようにしている。遊びや活動を通して友達と玩具や順番、場所の奪い合いや意見の違いなどの体験から友達の気持ちや園生活を気持ちよく過ごすことに気づき、自分の気持ちを言葉で伝えることに取り組んでいる。新入児の不安な気持ちを子どもなりに理解し、5歳児は、新入児にあそびコーナーの使い方や生活の仕方を伝える姿があり、カメを世話していた女兒が「餌を食べなくなったのは、冬で寒くなってきたから」と調査員へ伝えていた。リズム遊びやわらべ歌を歌い、体で表現することや空手を通して、沖縄の伝統文化に触れる取組がある。</p> <p>■改善課題 子どもが主体的に活動できる環境の整備や子どもの生活と遊びを豊かにする更なる教育・保育の展開が望まれる。</p>			

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 n わからない、判断できない。	
	着眼点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。 3 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。 4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	■取組状況 ■改善課題	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 n わからない、判断できない。	
	着眼点	1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分ですらんとする気持ちを尊重している。 2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。 5 保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。 6 様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。 7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	■取組状況 ■改善課題	

項目			評価結果	
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している		
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>【3歳児】保育教諭が子ども一人ひとりの様子や表情から園生活を初めて経験する不安を感じる子どもには、少人数で個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。登園後は、好きな遊びができるよう複数のコーナーを作り、前日の遊びが継続できる工夫をしている。友だちと一緒に遊ぶことが楽しいと感じられるように、簡単な集団遊びやリズム遊びを取り入れている。</p> <p>【4歳児】保育教諭が園児一人ひとりの話を丁寧に聞き、園生活を初めて経験する不安を感じる園児には、個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。一日を通して、好きな遊びができるよう室内や戸外で複数の遊びコーナーを作り、子どもが意欲的に取り組みたい遊びや活動が継続できるような工夫をしている。課題活動の場合は、無理強いすることなく子どもの思いに寄り添い選択できるような工夫をしている。</p> <p>【5歳児】進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に複数の遊びコーナーを用意している。子どもが、自分の思いや意見をうまく伝えられない場合は、担任が寄り添い、一緒に遊ぶ中で信頼関係を築き、子どもの良いところを言葉で伝え、自信につなげ、自分の言葉で表現できるようにしている。様々な集まりなどで、保育教諭に認められた体験を言葉で表現し、友達に伝えることの気持ちよさを体験できるように支援している。保護者には、保育参加や運動会、お遊戯会などの行事を通して伝え、また日々の活動の様子を(様々な教材を使つての製作活動や友達と協働してのごっこ遊びの展開などを)送迎時やクラスだよりで伝えている。製作した作品や活動内容が展示されている。公開保育を通して、子どもの育ちや取り組んでいる共同的な活動等について、地域の保育教育施設や就学先の小学校等に伝えている。</p> <p>■改善課題</p> <p>3歳以上児の教育・保育において、適切な環境の整備や教育・保育の内容や方法のなお一層の配慮が望まれる。</p>			

項目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 各階はバリアフリーで、多目的トイレが設置され、2人の障害のある子どもを受け入れている。特別支援教育経営方針が策定され、実施方法等が記載されている。主幹が特別支援コーディネーターに位置づけられ、担任は特別支援教育経営方針にもとづき、指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについての記録をし、週や月の会議で担任や関わった職員で支援の状況や振り返りを行い、支援の共有が図られている。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得ている。計画にもとづき子どもの特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関りについて援助している。保護者と一緒に専門のアドバイスを受けて、子ども発達支援センターの巡回指導相談を受け、児童デイサービスなど関係機関と連携し、個別計画の策定や支援について情報交換をしている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高め、保護者からの相談に対応し、個人面談などを実施している。</p> <p>■改善課題 「発達支援保育」について、入園のしおり等に記載が望まれる。毎日個別記録しているが、計画に基づいた指導・援助を行っている事が分かるように、週案への記載が望まれる。</p>		

項目			評価結果	
56	A⑪	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a		それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b		それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c		それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n		わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>1日の生活を見通して、その連続性に配慮する取組として、「一時預かり保育計画」「延長保育実施計画」が作成されている。留意点「教育保育課程の延長の中で、休息やゆったりした遊びを行い心身ともに休ませる」「園庭や近くの自然環境の中の遊びを大切にする。」「日がくれるのが早いので園児が寂しがらないように配慮する」等の在園時間に配慮している。異年齢交流は日々の戸外活動や毎週土曜日と平日の8時までと、夕方17時から実施している。週案会議で土曜保育の内容や一時預かり保育の内容を共有し、職員が時差勤務を行い引継ぎで日々の状況を伝えている。延長保育は18時30分～19時30分まで合同で過ごし、おやつが提供されている。月の平均利用人数は、一時保育は4人、延長保育は4～5人利用している。昼寝は3歳児は新年度スタート時から年間を通して、4歳児からは状況に応じて行っている。保護者との連携については、引継ぎを口頭で行い、情報を共有している。園だよりなどで保護者へ長期休暇後の生活リズムの整え方などの周知をしている。</p>			

項目			評価結果
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
判断基準	a		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
	b		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
	c		小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
	n		わからない、判断できない。
着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
	○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
	○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
コメント			<p>■取組状況</p> <p>園児が小学校教育への円滑な接続ができるよう全体的な計画にもとづいて、「架け橋期のカリキュラム」を小学校の教諭と作成し取り組んでいる。5歳児の指導計画に小学校との接続も位置付けられ、それに基づいて教育・保育が行われている。隣接する安謝小学校とは、職員会議や就学支援会議などに園長や保育教諭が参加し、日常的に情報を共有している。園児や保護者が、小学校以降の生活について見通しを持てるよう、運動会や図書館利用、プールなど施設を活用し交通安全指導や運動会や避難訓練を合同で開催し、1年生のお招き会に参加している。小学校との円滑な接続に向けて地域の「保・幼・こ・小連絡協議会」に出席して当こども園で公開保育を実施し、情報交換等が行われている。年度末には、小学校と就学に向けて情報交換を行っている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるよう、就学に向けた個別面談や小学校入学説明会に同行する等の支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の視点に基づいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ送付している。</p>

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A③	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	△ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	△ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>■取組状況 子ども一人ひとりの心身の健康状態の把握については、入園時に身体発育状況、予防接種状況、感染症罹患状況の情報を保護者から得て「幼児生活票」で把握し、毎年提出させている。体調悪化の場合は保護者に連絡し、様子見や迎えを依頼している。感染症の疑いがある場合は、受診を促し、事後確認をしている。日々の健康管理は、毎朝の視診で健康状態を確認し、気になる場合は保護者に家庭での様子を確認している。保健年間計画を作成し、健康管理内容として、月ごとの目標、指導内容、園の配慮、留意点、家庭との連携を設定している。健康診断等の予定、予防接種、熱中症・夏の疾病について、インフルエンザ・流行性感染症対策が明記されている。全体的な計画やこども園教育・保育計画書に保健計画が掲載され、いのちの安全教育、感染症対策及び熱中症についてが明示されている。職員は子どもの健康状態に関する情報を職員会議で共有し、年2回、内科や歯科健診・尿検査、年1回の蟻虫検査、視力検査が実施され、子どもの健康状態は職員に周知、共有されている。保護者に対し、入園のしおりで、感染症やアレルギー対応、与薬等の取り扱いや緊急時の対応方法等、子どもの健康に関する方針を記載し、入園時に保護者に説明している。毎月の園だよりで健康管理や健診等周知し、市の保健だよりも保護者に配布されている。</p> <p>■改善課題 子どもの健康管理に関するマニュアルの作成、及び保健計画中に安全計画の内容が併記されており分離すること、保健計画に、健康診断や歯科健診等を明記し、職員が準備すべき事項等の整理を望まれる。</p> <p>着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>		

項 目			評価結果
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 健康診断や歯科健診等については、嘱託医による健康診断と歯科検診及び視力検査を年2回実施し、年1回きょう虫、尿検査を行っている。身体測定は毎月実施している。結果は健康診断票に記録して職員に周知されている。健診前に保護者から「問診票」を提出し、内科健診の結果は保護者に通知している。治療等が必要な場合は病院受診を促し、受診後は結果を確認している。園児には健康な身体づくりに関心が持てるように、健診後の歯磨きの大切さを伝え、給食後は歯磨きを実施している。</p> <p>■改善課題 健康診断・歯科健診、視力検査の結果の集計・分析の工夫、及び視力検査結果から視力向上の取り組みについて保健計画等への反映が望まれる。</p>	
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 アレルギー疾患や慢性疾患等への対応については、市が作成した「食物アレルギー対応マニュアル」を整備している。入園時に子どものアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認し、アレルギー疾患を持つ園児には、医師の生活管理指示書及びアレルギー検査報告書を提出させて対応している。現在は卵アレルギー対象児が1名いる。子どもに関する情報を保護者から具体的に把握し、アレルギー用献立表に代替食や除去食を明示して提供している。食事提供はアレルギー食献立表にもとづいて、調理室から担当職員が「対応確認記録表」に配膳された除去食の受け渡しを双方がサインをして受け渡しをしている。配膳は、職員同士確認し、対象児にはみんなと違うメニューを伝えている。食器のラップに子どもの名前を明記し、ピンク色の専用食器を使用し、席は職員から見えやすい位置に配慮している。園外研修として、小児アレルギーについて受講している。保護者への取り組みとして入園のしおりでアレルギー疾患のある子どもへの対応について説明している。食育計画にアレルギーについての家族との連携を位置付け、毎月、栄養士が作成した献立表を保護者に配布している。</p> <p>■改善課題 アトピー性皮膚炎やアレルギー性鼻炎等が各クラスにいることから、慢性疾患等に関するマニュアルの作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>食事にに関する豊かな経験ができるよう食育年間計画を作成し、全体的な計画等に食育を位置付けて取り組んでいる。昨年から自園調理を実施し、食事は各クラスで摂り、テーブルの設定はクラスごとに体制が異なり、前向きや相対、コの字型と設定し、席も自由に選べて、会話を楽しみながら食べている。玄関には給食サンプルを展示し、保護者には献立表を配布している。食事量は5歳児は、独自で盛り付け、子どもが達成感を味わえる分量にし、偏食のある子どもが少量から始めて徐々に全量摂取できるように対応している。食器は陶器を使用し、大切に取扱えるよう食器の正しい持ち方や使い方を指導し、食事マナー等も身につくよう配慮している。3歳児からお箸とさじ、フォークを準備して子どもに選ばせている。食育年間計画に栽培や調理活動を位置付け、園庭では季節に合わせてジャガイモ、玉ねぎ、大根等を植え、水やりをして育て、収穫した野菜はヒラヤーチーやカレーを調理して給食で提供している。地域の畑での芋掘り体験後、いも天ぷら等おやつで食べることや、ブロッコリーなどの収穫後に家庭に持ち帰り、料理してもらうことで子どもや家庭での「食」への意欲や関心を育むことにつなげている。</p>	

項目			評価結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応し、体調が気になる子どもにはお粥等を提供することもある。検食は園長と副園長、主幹保育教諭が交代で行い、検食簿に記録し、残食状況は各クラスで残量チェック表に献立ごとに残量が明示され、副園長が決済している。献立表は、那覇市健康増進法施行要綱に基づいて、那覇保健所に提出している。毎月、栄養士や調理員、法人内の3保育園の園長や副園長が参加して給食会議を開催し、子どもたちの喫食状況を報告し、残食の多い献立の改善策やアレルギー対応食等の検討が行われている。ひな祭りやクリスマス等の食事は、季節や行事に配慮した献立にし、郷土の食文化を取り入れ、毎月第3木曜日は「うちな～料理の日」としてケーブイリチーやラフテー、沖縄そば、そき汁、人参シリシリー、麩チャンブルー等が提供されている。食事は、昨年から自園調理室で対応し、調理室は子どもたちから見えるように設置され、「今日は何の料理なの、とてもいいにおいがするなど」毎日のように子どもたちとの会話があり、調理員は、おやつ時間にクラスの様子をのぞくこともある。厚労省発行の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を整備し、マニュアルにもとづいて調理員の毎日の健康チェックや毎月の検便等を実施し、施設設備の衛生管理状況が適切に行われている。</p>			

項 目			評価結果
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑧	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>家庭との日常的な情報交換は送迎時やコドモのメールや必要に応じて電話や手紙で伝えている。入園進級式やクラス懇談会(全園児親子参加)、個人面談(年2回)を実施し、運動会や生活発表会等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。保護者には「園のしおり」を配布して説明している。毎月の園だよりには、全園児、3歳児、4歳児と5歳児の指導のねらいや行事予定、連絡事項等を掲載している。運動会等の行事後や日常の様子を園だよりで子どもの声等を保護者に伝え、園児の成長を共有している。家庭の状況は入園時の面接資料により聞き取りし、週案会議等で情報共有し記録されている。個人面談等は、保護者が利用しやすいよう日程や時間を工夫している。保護者との日頃の情報交換は、業務引継ぎ簿に相談内容や連絡事項等が記録され、支援を要する子どもの情報は個別計画書や「教務手帳」に記録している。全体的な計画に「家庭との連携」「子育て支援」「地域行事への参加」等が位置付けられている。</p>	

項 目			評価結果
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント	<p>■取組状況 保護者が安心して子育て出来る支援としては、日々の送迎時や個別面談の他、信頼関係の構築に努めている。園のしおりに、「保護者が相談したい場合は随時面談日程を調整する」と明示し、説明されている。保護者からの相談は、引継ぎ簿や日誌、教務手帳に記録し、「保護者からの質問や意見内容記録」の様式を整備して活用している。各クラス担任が受け付けた相談内容によっては、主幹保育教諭や副園長、園長に相談し対応してもらっている。相談結果は必ず園長に報告している。全体的な計画に「子育て支援」「地域との連携」を位置づけている。「子育て支援」は、計画を作成して地域の子育て家庭に向けて「園内や園庭を開放する曜日や時間」を記載したチラシを作成し、地域の提示版に提示している。計画内容は、園庭開放や絵本コーナーは(月～土)10時～12時、14時～16時、子育て応援デーは年間を通して、個人面談、育児相談等が計画されている。「地域との連携」として、地域との関わりについての考え方として「あじゃdeゆいまーる」と命名して安謝老人センターや児童館等との交流連携が計画されている。子育て支援センター「むるが家」の利用者8～10組の親子が週に3回ほど「子育て支援室」を活用している。</p> <p>■改善課題 子育て支援センター「むるが家」の子育て支援室の利用についても、安謝こども園の子育て支援の一環として計画に位置付け、利用者名簿等記録し、認定こども園の特性を生かした保護者への子育て支援の更なる取組が望まれる。</p>		

		項目	評価結果
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
		○ 2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
		○ 3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
		○ 4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
		○ 5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
		○ 6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
		○ 7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
	コメント	<p>■取組状況 家庭での不適切な養育等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防については、虐待防止マニュアルが作成されており、子どもの言動や状態の変化(登園時の表情、身体の痣、服の汚れ、欠食等)や送迎時の保護者の子どもへの対応について記載されている。職員は個人面談や登降園時の保護者の話しにきちんと対応し不適切な養育等の兆候を見逃さないよう配慮している。子どもの虐待の疑い気づいた職員は園長に報告し、主幹、副園長、園長で合議し職員会議で職員が情報を共有する体制がとられている。園長は那覇市子育て支援室やこども教育保育課と連携し虐待防止に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 虐待防止マニュアルに基づく研修の実施及びマニュアルの文言の修正が望まれる。</p>	

項目		評価結果
A-3-(3)子どもへの不適切な関わりの防止等		
66	A②①	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	不適切な関わり(暴力などの児童虐待、子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。
	○ 2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、不適切な関わりが行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	3	子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識、具体的方法について説明する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	4	子どもへの不適切な関わりが疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	5	不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>■取組状況 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見については、子どもの権利擁護に関するガイドラインが作成されており、登園時、日中、昼食時、排泄時、降園時等における不適切な事例と対応について明記され職員への周知が図られている。</p> <p>■改善課題 現在、作成されている子ども権利擁護に関するガイドラインは、子どもに対する不適切な事例と対応が記載されているが、組織的対応や関係機関への連携等が記載されていない。就業規則の服務規定や罰則規定にも記載されていないことから追加する事項を検討して策定することや、「不適切な保育について」の研修内容を踏まえて、子ども達への理解・周知が望まれる。</p>	